

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年10月2日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	定期検査中の原子炉建屋1階床面に水が溜まっていることを当社社員が発見した。現場確認の結果、分解中であつた原子炉再循環ポンプの圧力測定用配管に設置されている弁の開放部の養生部から水が漏れていた。水漏れは当該配管に接続している元弁を増し閉めたことにより停止した。漏水は管理区域内に留まっており、その量は約10リットル、放射エネルギーは約2.7×106ベクレル。当該漏水は、拭き取り等により回収し、清掃を実施済み。今後、原因を調査	A	10月5日公表済 (PDF151KB)

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	発生日
1	2号機	可燃性ガス濃度制御系（B）の冷却器スプレイ流量計に指示値不良が認められたため、当該流量計を点検・調整	D	
2	2号機	原子炉再循環系ポンプ制御用可変周波数電源装置エリアの局所空調機のドレン受け下流の排水配管の外れ及び当該部より結露水のリーク（10秒間に1滴程度）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
3	4号機	燃料移動監視装置の事前点検において、磁気ディスク装置の動作不良を示すエラーコードの表示が認められたため、当該磁気ディスク装置を交換	D	
4	4号機	循環水系ポンプ（C）の冷却水流量低を示す警報用流量スイッチに動作不良が認められたため、当該流量スイッチを点検・修理	D	
5	4号機	炉心スプレイ系（A）の手動注入弁開閉表示用ランプに点灯不良が認められたため、当該開閉表示回路を点検・修理	D	
6	4号機	制御棒駆動水圧系駆動水ポンプ出口フィルタの差圧指示計に動作不良が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
7	4号機	原子炉建屋地階炉心スプレイ系ポンプ（A）室内局所空調機用凝縮水受け皿のドレン弁の開操作において、当該弁の弁棒が折損したため、当該弁を点検・修理	D	
8	5号機	連続ダスト放射線モニタ遠隔制御盤の無停電電源装置が原因不明の停止をしたため、当該装置を点検・修理	D	
9	5号機	主発電機密封油処理装置の密封油供給配管ドレン弁の点検において、弁棒に変形（曲がり）が認められたため、当該弁を交換	D	
10	5号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン用バイパス弁蒸気室のドレン水位調整弁の点検において、弁グランドシール部の部品（ベローズ）に損傷が認められたため、当該弁の弁体、弁棒及びベローズを交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	発生日
11	5号機	補機冷却海水系ポンプ（C）駆動用電動機軸受部の浸透探傷検査において、下部ガイドメタルに指示模様（剥離）が認められたため、当該部を修理	D	
12	5号機	高圧注水系主蒸気配管のドレントラップバイパス弁の点検において、弁座に浸食が認められたため、当該弁一式を交換	D	
13	5号機	非常用ディーゼル発電機（A）用空気圧縮機（B）の点検において、アンローダー用電磁弁の排気孔よりエアリークが認められたため、当該弁一式を交換	D	
14	5号機	原子炉建屋地階北東側の炉心スプレイ系（A）ポンプ室に敷設されている補助海水系配管の壁面貫通部保護用ラバーブーツのドレン配管より地下水の滴下（5秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	5号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（50-35）のアクュームレータ漏洩検出器の誤動作によりアクュームレータの異常を示す警報が発生したため、当該検出器を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで